

磯城消防署移転新築工事 仕様書

1. 総則

本仕様書は、奈良県広域消防組合（以下「発注者」という。）が実施する「磯城消防署移転新築工事」（以下「本工事」という。）について必要な事項を定め、本工事の建設工事請負契約書、質疑回答書、本仕様書、特記仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して安全に着手・完成していくものとする。

2. 工事名

磯城消防署移転新築工事

3. 工事場所

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 433-1 他

4. 工事期間

契約締結日翌日から令和8年2月27日まで

5. 工事概要

(1) 庁舎棟の新築工事

RC造 2階建て 延べ面積 1,672.90 m²

(2) 車庫棟の新築工事

S造 平屋建て 延べ面積 305.98 m²

(3) 屋外付帯工事（造成工事含む）

敷地面積 9,943.57 m²

(4) 上記(1)～(3)に係る造成工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

※ 工事詳細は、設計図面を参照のこと。

6. 施工条件等

(1) 一般事項

ア. 受注者は、関係法令の規定に則り本工事を実施するほか、設計図書（設計図面、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等の最新版）（以下「仕様書等」という。）、本仕様書及び質疑回答書に従い責任をもって履行すること。

- イ. 本工事の施工は、監督員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手すること。
- ウ. 本工事は、奈良県県土マネジメント部編集「県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携」及び「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」を適用する。
- エ. 工事関係官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は全て受注者が行うこと。手続きに必要な費用は受注者の負担とする。また、[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の様式に従い、工程管理を行うこと。
- オ. 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（国土交通省告示）を遵守し工事を行うこと。
- カ. 本工事に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては監督員と充分協議のうえ、その指示に従い施工するものとする。また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとする。

(2) 優先順位

すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次のアからエまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

- ア. 質疑回答書
- イ. 本仕様書
- ウ. 設計図面
- エ. 仕様書等

(3) 仕様書等は、以下の●印を付したものを適用する。

- 公共建築工事標準仕様書（●建築工事編 ●電気設備工事編 ●機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（○建築工事編 ○電気設備工事編 ○機械設備工事編）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- 公共建築設備工事標準図（●電気設備工事編 ●機械設備工事編）
- 建築工事監理指針 ●電気設備工事監理指針 ●機械設備工事監理指針
- 建築改修工事監理指針

○その他 ()

(4) 位置及び周囲の状況等

ア. 位置

計画地は磯城郡田原本町宮古地区の北側に立地し、南側周辺には住宅地が広がっている。また、周辺道路は生活道路であると共に通学路となっている。工事に当たっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

イ. 現在の状況

現在建設予定地は田園となっている。敷地面積は約 9,943.57 m²である。

ウ. 工事の概要

現庁舎の老朽化に伴い、移転し、新しい機能を備えた新庁舎建設工事を行う。

(5) 施工にかかる条件

ア. 工事の着手

本工事の着手に先立ち住民説明会を行い、工程、工事概要の説明を行うこと。

イ. 現場代理人及び監理技術者

本工事には現場代理人を常駐で配置すること。また、監理技術者を専任で配置すること。

(6) 安全・災害防止対策等

ア. 工事用車両（関係車両すべて）の進入・退出の際にはステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。

イ. 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては周辺に迷惑をかけないように十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

ウ. 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないようにすること。

エ. 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等を行うこと。また、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。

オ. 工事場外においても駐車禁止・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

カ. 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

キ. 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠

意を持って解決に努めること。

ク. 工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車は使用しないこと。

(7) 施工計画等

受注者は契約後速やかに担当者と打合わせを行い、現地調査、関連業者との調整等を十分に行って施工計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

なお、当該施工計画書に変更が生じた場合は、変更施工計画書を直ちに提出し監督員の承諾を得なければならない。

ア. 工事説明

工事着手前には工事工程表、仮設計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。また、説明した内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。万一トラブルが発生した場合は、誠意をもって解決に努めること。

イ. 仮設工事

設計図書をもとに仮設計画を行い、安全で確実な仮設工事を行うこと。

建物内での宿泊は禁止とする。

ウ. 電気・水道

工事場内には、既設電気設備及び既設水道設備はない。

エ. 表示板

工事名称、発注者名、施工者名、連絡先等を記した現場表示板、その他関係法令による表示板を、監督員と協議して見やすい位置に設置すること。

(8) 施工管理

ア. 本工事は施工計画書に基づき、工期内に完了検査も含めて完了できるよう行わなければならない。

イ. 監督員と行った主要な協議事項等は、受注者が打合せ記録を作成し、監督員の承諾を得ること。

(9) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

(10) 内容変更

1. 発注者による変更は、変更部分の金額について双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁等の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受注者の負担により行うものとする。
2. 受注者の都合による変更は、あらかじめその内容及び理由を明らかにして監督員と協議するものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が変更前と同等以上の仕様と認められたときに限り承認するものとする。
3. 仕様書に指定された内容が施工困難な場合等は、その理由、変更内容を監督員に書面で申し出て協議することとし、変更部分の金額については第1項に準ずるものとする。
4. 請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となっただけの増減額を乗じて得た額とする。

(11) 休日及び作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

ア. 休日

- (ア) 日曜日及び土曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（上記(ア)(イ)に掲げる日を除く。）

イ. 作業時間

- (ア) 作業時間 平日一般：午前8時30分～午後5時30分
- (イ) 騒音を伴う場合：午前9時00分～午後5時00分

※上記のア、イを原則とし、事前に発注者及び近隣自治会等と調整すること。

(12) 建物完成時期と完成後の管理

完成後の入居が令和8年3月20日付近としていることから、工事完成（完成検査合格時）は同年2月27日とし、取扱い説明を含めて引渡しを速やかに行うこと。

(13) 関連工事との協力（別途発注工事）

- ア. 高機能通信指令装置の移設工事
- イ. 庁内ネットワーク移設工事

以上のア、イに係る円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、事前に監督員及び関連工事の受注者と十分に調整を行い、協力して工事を進めること。

(14) 工事期間中、監督員の随時検査を受けること。

(15) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

(16) 交通誘導警備員の配置

総計 792 名（交通誘導警備員 B 延べ 792 名を見込む）

(17) 通行規制等

本工事予定地南側の進入路は生活道路であるため、進入・退出にあたっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。

また、周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

(18) 適正なコンクリート工事の施工について

監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。コンクリートの施工にあたっては、「適正なコンクリート工事实施に関わる受注者の遵守事項」（奈良県ホームページに掲載）を遵守すること。

また、受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出すること。

7. 官公庁等への届出手続等

(1) 工事に必要な官公庁等への諸手続等は原則として受注者が行うこと。

(2) 諸手続等を行うにあたっては、その内容についてあらかじめ監督員と協議を行うこと。

8. 契約締結後の工事費内訳書の作成及び提出について

入札時に係る工事費内訳書とは別に、契約締結後、速やかに工事費内訳書を作成し

提出すること。また、工事費内訳書の作成に当たっては、次の点に注意すること。

入札時の工事費内訳書の様式は発注者が提供する様式とし、公共建築工事内訳書標準書式（令和5年版）細目別内訳まで作成すること。

9. その他一般事項

(1) 下請け契約の遵守について

ア. 受注者は、元請負人と下請負人の関係の適正化及び工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

イ. 受注者は、下請け契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを監督員に提出すること。

(2) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

(3) 保険の付保及び事故の補償について

ア. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

イ. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正に補償すること。

ウ. 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に、発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(ア) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(イ) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること。

(ウ) 受注者は、法定外の労災保険、第三者賠償責任保険等に参加し、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を工事請負契

約締結時に、発注者に提出しなければならない。

(エ) 火災保険等について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険等に付保すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。その他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている本工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書の写しを提出すること。

(4) 工事実績情報の登録について

受注者は、契約後 10 日以内（土・日・祝日を除く）に工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に登録を行うこと。登録後、同機関から送付される「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。登録内容に変更があった場合も、同様に手続きを行うこと。

また、本工事完成時における手続きも遅延なく行うこと。

(5) 住民説明会について

工事の実施に際して、令和 6 年 8 月中に予定している、発注者が主催する工事説明会に同席し、資料を作成し工事概要等の説明を行うこと。

10. 環境等の保全

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用に努めること。

(3) 地域における行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

11. 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

12. 建設副産物の取扱い

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」と

いう)に基づく届出等について

受注者は、建設リサイクル法第10条の対象となる工事の場合、同法第13条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。

(2) 上記の対象となる工事の場合、同法第11条に基づき知事に通知し、受理された届出書を監督員に提出すること。

(3) 再生資源利用(促進)計画(実施)書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載の建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部を監督員に提出するものとする。

13. 安全管理

受注者は本工事にあたり、「労働安全衛生法」その他関係法令の規定に則り、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

14. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。なお、本仕様書に記載されていない事項についても、これが当然本工事に必要と認められる事項については受注者の責任において実施すること。

また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとする。

15. 提出書類等

受注者は、建設工事請負契約書に定めのあるもののほか、工事関係書類として以下の書類を提出するものとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届
- (3) 経歴書
- (4) 工事着工届
- (5) 実施工程表
- (6) 施工計画書
- (7) 打合せ記録

- (8) 工事写真、各種承諾図、保証書等
- (9) 完成図書等 (CAD データ共)
- (10) 建設リサイクル法に基づく届出
- (11) 再生資源利用 (促進) 計画 (実施) 書
- (12) 産業廃棄物管理表 (マニフェスト) 写し
- (13) 保全に関する資料
- (14) 工事竣工届
- (15) 工事引渡書
- (16) その他指示する書類

16. 現場代理人の常駐を要しない期間

以下のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると監督員が認めた場合においては、現場代理人の常駐を要しない。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと監督員が認め、工事の全部の施工を一時中止させている期間。
- ③ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
なお、当該期間については監督員と協議を行って定めることとする。

17. 完成図書等の納品について

(1) 完成図書等の納品

ア. 完成図書

- (ア) 官公庁届出書類等 1部(※)
- (イ) 竣工図 背貼製本 A1版又はA2版 2部(※)
- (ウ) 竣工図 背貼製本 A3縮小版 3部
- (エ) 施工図 背貼製本 A1版又はA2版 1部(※)

イ. 工事写真 (デジタルカメラで撮影とする。)

- (ア) 工程写真 カラー L判 写真帳 1部(※)

(イ) 竣工写真 カラー 2 L判 アルバム綴り 1部(※)

ウ. その他

発注者が指示するもの。

(※)官公庁届出書類等、竣工図、施工図、工事写真は上記に併せてデータをCD-Rにて納品すること。

- ・官公庁届出書類等：PDFファイル
- ・CADデータ：JWW形式及びPDFファイル
- ・工事写真：「工事写真撮影ガイドブック(平成30年版)」に記載の仕様以上とする。

18. 廃棄物等の処理

本工事において発生した廃棄物等については、関係法令に定めるところにより、適正に処分すること。(本工事費用に含む)

19. 受注者の負担の範囲

この仕様書に記載がなくとも、必要な詳細部品および資機材等の経費は、全て受注者の負担とする。

20. 完了報告

受注者は、工事が設計通りに完了していることを確認し、工事竣工届を監督員へ提出すること。(作業前、各工程、完了後写真及び竣工図面を添付)

21. 完了条件(検査)

工事完了後、速やかに受注者立ち合いの上、監督員の検査を受けるものとする。また、受注者は、検査において不備事項の指摘があった場合は、速やかに修復または交換等を行わなければならない。なお、修復または交換等の履行が正規に確認された時を以て、検査の合格とする。

22. 支払い条件

支払いは、上記検査に合格した後、発注者が適切な書類(15. 提出書類等)及び適法な支払い請求書を受理した日から40日以内に受注者が指定する口座に振り込むこととする。

23. その他

- (1) 施工に関わる法令、法規、要綱等を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。
- (2) 受注者の責任で、作業員や第三者への安全確保に必要な措置を講じ、危険箇所

には交通誘導員を配置し災害防止に万全を期すこと。また、障害や事故の発生の際、若しくは発生の恐れがある場合は、臨機の措置を取り遅滞なく発注者に報告すること。

- (3) 受注者は、本工事完了後2年以内に施工不良による故障が発生した場合は、無償で対応すること。また、構造あるいは製作にかかわる技術に起因する不備欠陥については、保証期間後においても無償にて交換又は修理を行うこと。
- (4) 業務上知り得た消防署の業務内容及び個人情報を他者へ漏らさないこと。
- (5) この仕様書に記載がなくても、本工事に必要となる一切の費用は、本工事の請負金額に含むものとする。
- (6) 本工事は仮契約を締結し、組合の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとする。
- (7) 足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととする。
- (8) 墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（厚生労働省基発0622第2号平成30年6月22日）」により、6.75mを超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとする。